

交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）に定めるもののほか、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高等学校を卒業していない（中途退学を含む。）就職希望者が、就職活動をするにあたり、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、受験料を補助することにより合格を支援し、より良い条件での就職につなげ、もって就職希望者の自立や生活の安定を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、交野市内に居住する就職希望者であって、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市の就労支援相談を受けていること。
- (2) ハローワークに求職の申し込みを行い、現に求職活動中であること。
- (3) 補助を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると市長が認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が高卒認定試験を受験するために本人が支払った受験料であって、文部科学省の定める額とする。ただし、補助の回数は、1人につき1回を限度とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、自らが受験しようとする高卒認定試験の出願の受付日の前までに、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助申請書（様式第1号）に次号に掲げる書類を添えて市長に対し提出しなければならない。

- (1) ハローワークカードの写し
- (2) 高卒認定試験受験願書の写し

(3) その他、市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 市長は、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助申請書を受理したときは、補助要件の審査を行い、速やかに補助の可否を決定し申請者に通知するものとする。なお、補助決定を行った場合は交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助決定通知書（様式第2号）により通知し、却下した場合は交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助の取消し)

第7条 市長は、前条の規定に基づき補助の決定を受けた者が、次号に該当するときは、補助の決定を取り消すものとする。なお、取消しを行った場合は交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 当該高卒認定試験を受験しなかった場合

(2) 補助金交付請求書（様式第4号）を提出する時に、交野市内に居住していない場合

(3) 求職活動をしなくなった場合

(4) その他、市長が支援の必要がないと判断した場合

(補助金の交付請求)

第8条 第6条の規定により補助の決定を受けた者は、高卒認定試験の試験結果通知のあった後に、市長の定める期日までに、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助金交付請求書（様式第4号）に次号に掲げる書類を添えて市長に対し提出しなければならない。

(1) 高卒認定試験結果通知の写し

(2) 高卒認定試験受験料（印紙代）領収書

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(暴力団の排除)

第 10 条 市長は、補助の申請又は補助金の交付請求があった場合において、補助の決定及び補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められるときは、補助の決定又は補助金の交付を承認しないものとする。

2 市長は、補助の決定又は補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められたときは、補助決定の取消又は補助金の返還を求めるものとする。

(留意事項)

第 11 条 本事業により、高卒認定試験を受験した者については、合否に関わらず、ハローワーク等の関係機関と連携し、引き続き就労支援を行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(特例措置)

平成 28 年度第 1 回の高卒認定試験の受験を希望する就職希望者の申請に限り、第 5 条の規定中「出願の受付日の前」とあるのは「試験日の前日」とする。

第 号
年 月 日

様

交野市長

⑨

交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助決定通知書

年 月 日付で申請のあった交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助については、下記のとおり決定しましたので、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円

2. 交付の条件

_____年度_第____回高等学校卒業程度認定試験の受験料

試験実施日 _____年 月 日～ _____年 月 日

第 号
年 月 日

様

交野市長

㊟

交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助却下通知書

年 月 日付で申請のあった交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援補助については、下記のとおり決定しましたので、交野市就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業実施要綱第6条・第7条の規定により通知します。

記

1. 却下
2. 却下の理由

